社債		借入金	
株式		長期借入金	
受益証券		（うち日本政策金融公庫分）	
その他有価証券		短期借入金	
新株予約権		（うち日本政策金融公庫分）	
再生ファンド出資		× × ×	
動産・不動産		雑勘定	
事業用不動産		仮受金	
事業用動産		保険納付金	
所有動産・不動産		損失補償納付金	
損失補償金見返		未経過保証料	
保証債務見返		未払保険料	
求償権		未払費用	
譲受債権		× × ×	
× × ×			
雑勘定			
仮払金			
保証金			
厚生基金			
連合会出資金			
連合会勘定			
未収利息			
未経過保険料			
× × ×			
合計		合計	

別紙様式第14．を次のように改める。

4．財産目録（　年　月　日現在）

（単位　円）

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金		責任準備金	
預け金		求償権償却準備金	
金銭信託		退職給与引当金	
有価証券		損失補償金	
その他有価証券		保証債務求償権補てん金	
動産・不動産		借入	
損失補償金見返		× × ×	
保証債務見返		雑勘定	
求償権			
譲受債権			
× × ×			
雑勘定			
合計		合計	
正味財産			

別紙様式第15．を次のように改める。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の信用保証協会法施行規則別紙様式第1は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

告示

○厚生労働省告示第三百三十九号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九ぬぐの規定に基づき、平成二十一年七月一日から同年九月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十一年六月二十九日

厚生労働大臣　舛添　要一

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にならう場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率